

沼田都市計画地区計画の変更（沼田市決定）

都市計画東原新町・上原町文教・業務地地区地区計画を次のように決定する。

名 称		東原新町・上原町文教・業務地地区地区計画			
位 置		沼田市東原新町、上原町の各一部			
面 積		約 10.5 ha			
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、地区北部を流れる薄根川と南部を流れる片品川に挟まれた丘陵地帯に位置し、JR上越線沼田駅から東へ約2km、関越自動車道沼田ICから南西へ約1kmの場所に位置している。 本地区は、周辺の住環境を保全しつつ、公的集客施設や教育施設などの集積を図り、心身を豊かにし、潤いと安らぎある文教・業務地を形成することを目標とする。			
	その他の当該区域の整備・開発及び保全に関する方針	<p>●土地利用の方針：本市の公的集客施設をはじめとした公共・公益施設を立地し機能集積を図るとともに、周辺住宅に係る良好な住居の環境を保全する。</p> <p>●建築物等の整備方針：公的集客施設等の公共・公益施設の集積による機能の維持・向上を目指すとともに、土地利用の方針に沿って不適当な用途の建築物の発生を抑え、周辺の住環境を保全するため、建築物等の用途の制限について定める。また、生活利便性と良好な住環境を確保するため、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限を定める。</p>			
地区整備計画	地区の区分	地区の名称	地区A	地区B	
		地区の面積	約9.5ha	約1.0ha	
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 1 学校 2 図書館 3 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの 4 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 5 地方公共団体又はその組合が設置又は管理し、主に沼田市民が利用する集会施設 6 体育館（観覧場付き体育館を含む）、武道場 7 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令（以下、「令」という。）第百三十条の四で定める公益上必要な建築物 8 公益上必要な建築物で令第百三十条の五の四で定めるもの 9 上記各号の建築物に附属するもの（令第百三十条の五の五で定めるものを除く。）	建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)別表第二(は)項に掲げる建築物	
		建築物等の形態又は意匠の制限	屋外広告物の設置にあたっては、周囲の景観に配慮した色彩、大きさ及び設置場所とする。		
		垣又はさくの構造の制限	道路に面して設ける垣又はさくの構造は、生垣又は透視可能なフェンス等とし、基礎を構築する場合の高さは0.6m以下とするが、安全管理上必要な場合はこの限りではない。	—	
備 考					

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理 由

別紙理由書のとおり